

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)

## 目次

### ◇告示

銃獵禁止区域の設定（森林保全課）

### ◇公示

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）

### ◇正誤

改良普及員資格試験の合格者（経営指導課）

平成6年十月二十五日付鳥取県公報第六千六百十九号中訂正

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第七百四十九号  
鳥取県保護及狩獵二関スル法律（大正七年法律第三十二年号）第十条の規定に基づき、  
次とのおり銃獵禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩獵二関スル法律施行規則（昭和  
二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定によ  
り告示する。

平成六年十一月四日

鳥取県告示第七百五十号  
鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定  
に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があつたので、  
告示する。

名稱	区域	存続期間	面積
玉津横枕銃獵禁止区域	鳥取市倭文地内の市道倭文横枕線と大井手川との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み、同市倭文四〇〇番地先の農道に至り、同農道を南西に進み、防谷堤の堤防の東端に至り、同所から北側と南側の防谷堤と山林との境界を南方及び北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から同堤の堤防を東方に進み、同堤防中央部付近の農道に至り、同農道を北方に進み、市道玉津倭文一号線に至り、同市道を西方に進み、市道玉津一号線に至り、同市道を南方、西方及び北東に進み、市道倭文横枕線に至り、同市道を北西、北方及び北西に進み、市道横枕二号線に至り、同市道を北西に進み、同市横枕四一七番地先の山道に進み、同山道を南西及び北西に進み、奥谷堤の堤防の西端に至り、同所から堤防の周囲を北西及び東方に進み、同堤の堤防の東端に至り、同所から宅地・農地と山林との境界を東方及び北東に進み、市道横枕上味野線に至り、同市道を北東に進み、市道竹生横枕一号線に至り、同市道を東方、南方及び東方に進み、大井手川に至り、同川を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成六年十一月五日から平成十六年十月三十一日まで	六九ヘクタール

平成6年11月4日 金曜日

## 鳥取県公報

平成6年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

平成6年11月4日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

## 1 基礎選択項目 農業経営

## 2 基礎選択項目 農業経営

小売り業者の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月
鳥取県農業協同組合連合会本所	名 称	鳥取県經濟農業連合会	協同組合連合会	鳥取県農業協同組合連合会本所
鳥取県農業協同組合米子支所	〃	鳥取県經濟農業連合会米子支所	協同組合連合会	鳥取県農業協同組合連合会米子支所
鳥取県農業協同組合連合会鳥取支所	〃	鳥取県經濟農業連合会鳥取支所	鳥取県農業協同組合連合会鳥取支所	鳥取県農業協同組合連合会鳥取支所
鳥取県農業協同組合連合会倉吉支所	〃	鳥取県經濟農業連合会倉吉支所	鳥取県農業協同組合連合会倉吉支所	鳥取県農業協同組合連合会倉吉支所
鳥取県農業協同組合連合会畜産部米子駐在	〃	鳥取県經濟農業連合会畜産課	鳥取県農業協同組合連合会畜産部米子駐在	鳥取県農業協同組合連合会畜産部米子駐在

平成6年11月4日付鳥取県公報第六十六号十九号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段	行	點	正
五	下	五	後ろかん
〃	七	後ろかん	後ろかん

平成6年10月6日及び7日に実施した平成6年度鳥取県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

公 告